

政策効果分析レポート No.12

海外諸国における経済活性化税制の事例について（要約）

就労促進 + 低所得者支援のための税制
企業の設備投資促進のための税制
企業の研究開発促進のための税制
個人の教育のための税制

1 労働供給促進 + 低所得者支援 のための税額控除制度

低所得者が就労した場合に、所得に応じた一定額を税額控除する制度
納税額より控除額が多ければ、還付される制度が多い
控除額は、子どもの数などによって異なる
税と社会保障を統合した設計が可能になる

- ・ 米国の勤労所得税額控除（EITC）
- ・ 英国の勤労世帯税額控除（WFTC） など多くの国で実施

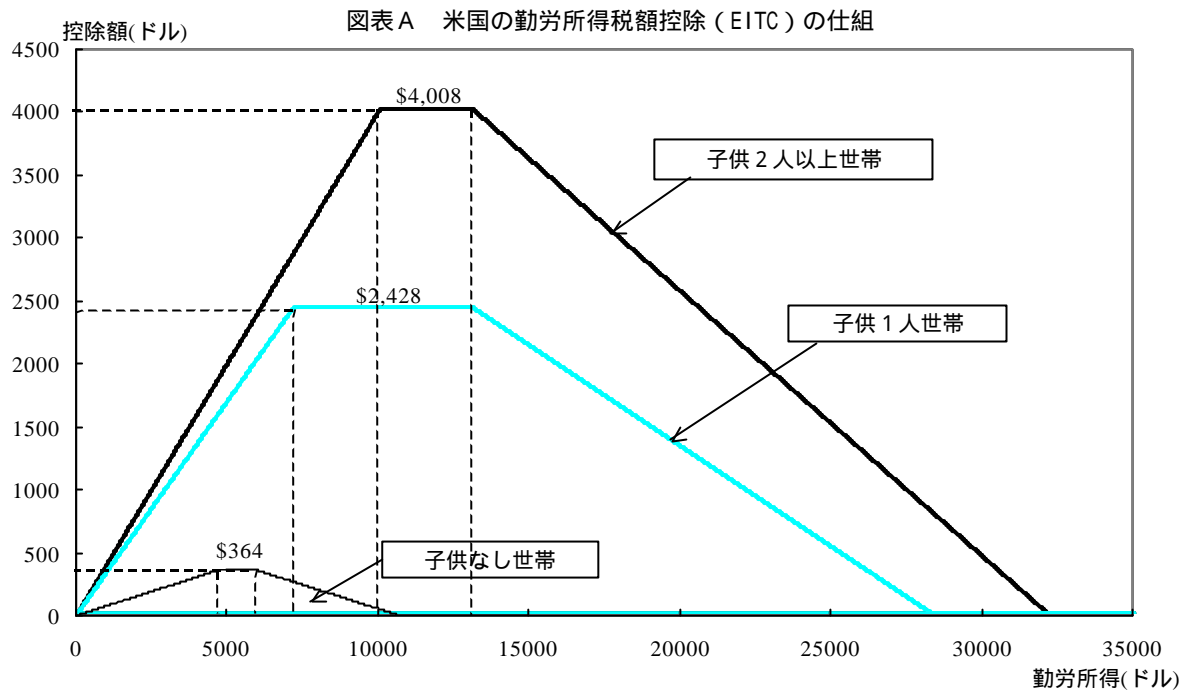
米国の EITC

- ・ 就労していることを要件とする
- ・ 子どものいる世帯への支援が中心
- ・ 最も低所得の層では、所得が増加するほど控除（還付）額が増加---働くほど有利
- ・ 一定所得を超すと、控除額が徐々に減少。ただし、手取りが増えるように設計。

<具体例> -----子ども 1 人世帯

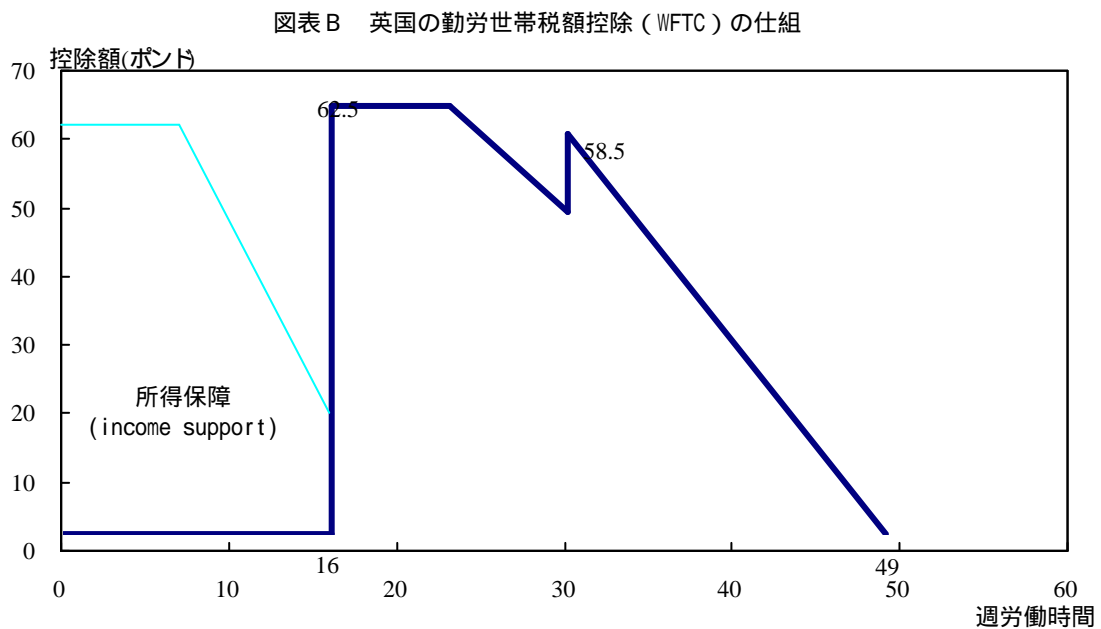
所得 5,000 ドル（約 58 万円） 税額(還付)1,709 ドル（約 20 万円）

所得 10,000 ドル（約 116 万円） 税額(還付)2,428 ドル（約 28 万円）



英国の WFTC

- ・ 週 16 時間以上の労働時間を条件
- ・ 子どものいる世帯への支援が中心
- ・ 16 時間以下の就労については生活保護制度で対応



その他の諸国

- ・ 還付方式か、不還付方式（課税額をゼロにするだけ）か
- ・ 最も低所得の層で、控除額を増やすかどうか
- ・ 徐々に控除額を減らす段階での設計をどうするか

図表C 各国の就労を要件とした税額控除制度

国名	年	方式	逡増段階		最大 控除額	逡減段階		単位
			増額率	所得		減額率	所得	
オランダ	2001	不還付	1.75、10.75%	0 ~ 14,717	920	-	-	ユーロ
フランス	2002	還付	2.2、5.5%	20,575 ~ 68,583	2,400	5.5%	68,583 ~ 96,016 137,166 ~ 146,257	フラン
ベルギー	2004	還付	30.1%	3,850 ~ 5,130	440	11.5%	12,840 ~ 16,680	ユーロ
フィンランド	2001	所得控除	74.5%	2,500 ~ 4,714	1,650	3.5%	12,600 ~ 59,700	ユーロ
アイルランド	2002	還付	-	12,000	1,092	34.8% 13.5%	17,000 ~ 18,000 20,000 ~ 25,000	ユーロ

2 企業の設備投資促進のための税制

1981年レーガン税制改革における 投資税額控除(ITC)、 加速度償却制度(ACRS) についてサーベイを行った

- ・ 83年から米国の民間設備投資及び経済成長率が急回復をみせたことに対して、設備投資促進税制が寄与したのかは議論が分かれる
- ・ 短期的には実効税率の低下が投資の誘因の一つとなったことが考えられる
- ・ 中長期的観点からは、投資促進税制には反論も多い (資産間・企業間で効果が異なるため、資源配分に歪みをもたらし、産業間・企業間で不公平が生じたとする指摘)

肯定的評価

81年税制改革による投資促進税制、特にACRSの投資刺激は強力で、投資支出の爆発的拡大を生んだ(e.g. Lindsey(1990))。

投資税額控除の拡充により機械産業での投資額が拡大した(e.g. Goolsbee(1998))。

否定的評価等

81年改革の投資促進税制による実物資産毎の実効税率の変化は、実際の実効税率の投資の拡大規模と対応しておらず、設備投資拡大が81年改革に起因するとはいえない(e.g. Bosworth(1985))。

実際に投資が増加したかどうかは、投資財の相対価格や技術進歩等税制以外の要因によって説明される部分が多い(e.g. Auerbach-Hassett(1992))。

81年改革により新規償却資産に対する産業別の実効税率は、産業間で格差が生じている(e.g. 大統領経済報告(1982))。

投資税額控除等の適用により黒字大企業が法人税負担を回避する例がみられ、税負担の公平性の上で問題がある(e.g. McIntyre-Wilhelm(1985))。

3 企業の研究開発促進のための税制

- ・ ほぼすべての先進国で、研究開発に対する支援税制あり。また、制度の強化を検討している国が多い
- ・ その効果も実証的に支持されている
- ・ 制度の設計のしかたによって、効果が異なる

税額控除の対象

総額ベース控除方式----仕組みが簡単。企業にとって効果を予測し易い。新規企業も利用できる。ただし、財政支出額が大きい。

増加分ベース控除方式----政策の費用対効果が大きい。基準の設定により効果が異なる。

- * 日本では増加分ベース方式。米国では両者の選択制。

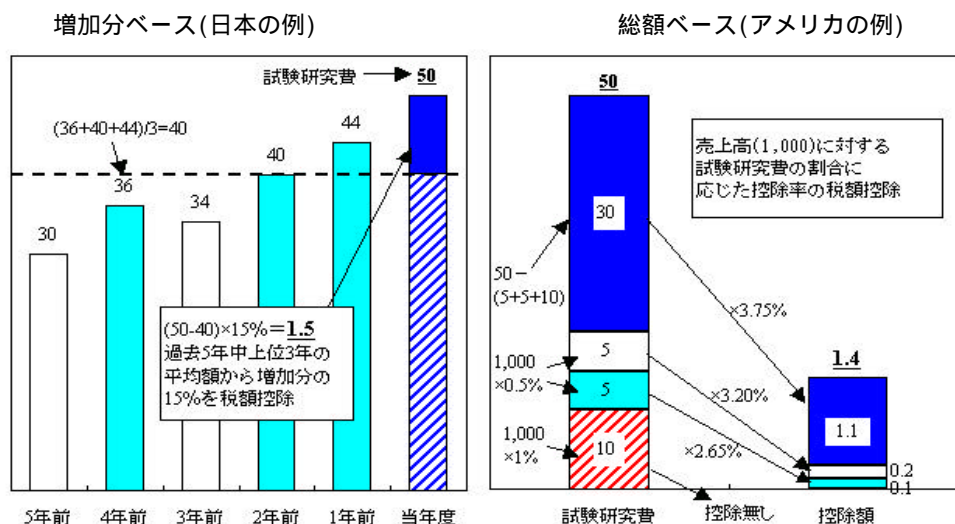
増加分ベース方式の場合の基準設定

過去数年間の平均支出額（日・仏・加）---逆に増加を抑制する効果もある
 特定年次に固定----どの年次をとるかによって効果が異なる

- ・ 特定年次の支出額についてインフレ調整を行う
- ・ 特定年次の支出額・売上高比率を基準として設定

- * 実証分析の成果によれば、増加分方式で基準を特定年次に固定する方式が、R & D 誘発額は小さいが、政策としての効率性は最も高い（売上高比率の基準の方がより効果的）。平均支出額を基準にする方式は、税収減も効果も小。
- * 総額ベース方式は誘発額は大きいが、税収減も大きく、政策の効率性は低い

図表D 増加分ベースと総額ベースの研究開発促進税制



4 個人の教育のための税制

米国における税制上の高等教育支援措置をサーベイ

97年から、HOPE 奨学税額控除や生涯学習税額控除などの施策を導入
税制上の措置は、対象が納税者に限定されるため、結果的に中所得層に恩恵

税制上の優遇措置（税額控除等）の特徴

- ・ もともと課税額のない低所得層は恩恵を受けられない。従って低所得者向けの奨学金等の施策と整合的に運営され、補完的關係を維持することが求められる。
 - ・ 対象を限定しないと財政負担が大きいが、限定すると経済行動に歪みを生じる危険もある。そのため優遇対象の設定を十分検討する必要がある。
- * 米国では、機関補助(大学等への補助)でなく、個人への直接補助(学生等への補助)の手段を中心にして、大学進学率の向上が図られてきた
- * 日本での教育への支援措置は、特定扶養控除など。本人に対しては、給与所得の特定支出控除の対象として認められている

図表E 米国における主な教育関連施策

施策	導入年	対象者	利用者の所得制限	便益額	
税控除	HOPE奨学税額控除	1997年	大学の1・2年次の学生 夫婦共同申告 調整後総所得10万ドル未満 単身者 調整後総所得5万ドル未満	最大1,500ドルの税額控除	
	生涯学習税額控除	1997年	限定なし	同上	最大2,000ドルの税額控除
	雇用主が提供する教育支援プログラム	1986年	就業者	なし	最大5,250ドルの所得控除
教育積立資金支援	教育貯蓄アカウント	1997年	受益者は積立時18歳以下 夫婦合算申告 調整後総所得22万ドル未満 単身者 調整後総所得11万ドル未満	年間2,000ドルまで積立可。 運用益は非課税。	
	529プラン	1996年	限定なし	なし	最大25万ドルまで積立可能。 運用益は非課税。
助成金	ペル奨学金	1972年	学士課程の学生 ただし、EFC(家族による支払想定額)の計算には世帯収入や資産が反映される。	教育費からEFCを差し引いた額(最大4,000ドル)を給付。	
	G.I.ビル	1944年	退役軍人	なし	受講コース等により異なる。
ローン保証・利子減免	学生ローンの利子控除	1997年	大学生 夫婦合算申告 調整後総所得13万ドル未満 単身者 調整後総所得6.5万ドル未満	最大2,500ドルの所得控除。	